

エコマーク商品類型 No.128「日用品 Version 1.2」認定基準の一部改定について

エコマーク商品類型 No.128「日用品 Version 1.2」について、以下のとおり軽微な改定を行う。

改定（下線部を追加、見消部を削除）

4-1．環境に関する基準

C．プラスチック

(15) プラスチックは、原料ポリマとして、ポストコンシューマ材料のみを使用する製品は、製品に使用する全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が50%以上であること。他材料との配合使用および再生ポリマとバージンポリマとの配合使用を認める。

ただし、原料ポリマとして、プレコンシューマ材料を使用する製品は、製品に使用する全原料ポリマ中のプレコンシューマ材料からなる再生ポリマの質量割合が60%以上であること。

フィルム製品は、全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が40%以上であること。

台所流し台水切り用濾紙袋は、全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が20%以上であること。

「廃食用油吸収材」、「食用油ろ過器」、「ゴム製履物」、「プラスチック製履物」、「スポーツ専用靴」および「鳥獣用品のうちペットシートおよび猫砂」は、本項目を適用しない。

2005年9月8日改定

以上